

社会福祉法人弘正会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘正会(以下「法人」という。)の第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対する職務執行の報酬は無報酬とする。

(費用弁償の支給及び支給方法)

第4条 法人は、役員及び評議員が通勤に要した費用を旅費として支給する。

- 2 金額は、一律3,000円とし、必要の都度、現金にて支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。